



組織不祥事の構築主義的アプローチ：インフォーマントとの対話を伴うポリティカル・リサーチャビリティ

中原，翔

(Degree)

博士（経営学）

(Date of Degree)

2016-03-25

(Date of Publication)

2017-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6596号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006596>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位論文審査要旨

論文内容の要旨

本論文は、組織不祥事の理論的かつ方法的な検討を通じて、利害をもつ人々のクレーム申し立て活動としての組織不祥事を探求する実証研究である。組織不祥事を客観的な「状態」として捉えてきた従来の視点に対して、「活動」として捉える新たな理論的視点を提供することが目指されている。

本論文の構成は次の通りである。第1章では、本論文の3つの研究課題が述べられる。組織不祥事に関連する研究は、第1には、どのように理論的に検討されるか、第2は、調査アクセスへの困難性が予想される組織不祥事研究の実施可能性の問題にどのように対応するか、第3に、組織不祥事を調査する研究者自身が、どのようにして、不祥事の問題化と周縁化に対応しながら調査対象企業にアクセスし、そこに入り込み、情報提供者とラポールを築くのか、調査プロセスの機微が丁寧に述べられている。

続く、第I部（第2章から第4章）では、組織犯罪研究、組織事故研究、組織リスク研究の理論的検討がなされている。

第2章では、組織犯罪研究としてホワイト・カラー犯罪研究を取り上げられるが、この種の研究は、職務犯罪研究と組織体犯罪研究から成り立ち、犯罪主体の犯行動機を議論する心理学と、主体間の相互行為に着目し議論するシンボリック相互行為論を基盤に展開されてきた。ここでも、このアプローチに内在する理論的限界が指摘され、それを克服する組織犯罪研究の理論的展開の方向性を提示している。

第3章では、ノーマル・アクシデント理論と高信頼性理論に焦点を合わせ、組織事故が客観的な状態として捉えられてきたことに注目する。前者では、組織事故を起こることが通常だと捉えるのに対して、後者は、それを起こりえないものに近づける信頼性という視点を示した点に特徴がある。通常、両理論は対比的に検討されるが、本論文では、両理論がともに本質主義を前提している点で同じ陥穽にはまっていることが指摘された。本論文では、本質主義を排し、社会構成主義をベースとした組織事故研究を開拓することが目指されている。

第4章では、組織リスクの研究が検討される。工学的リスク、経済学的リスク、心理学的リスクは、測定可能なものとして捉えられてきたが、測定可能性ではないという視点からの研究の必要性が指摘される。リスク社会における組織と技術の関係を論じた研究、およびリスクを対象とした言説と規制を論じた研究が批判的に検討され、その上で、組織リ

氏名 中原 翔

論題 組織不祥事の構築主義的アプローチ：
インフォーマントとの対話を伴う
ポリティカル・リサーチャビリティ

審査 平成28年3月

神戸大学

スクの測定可能性を前提とした従来のアプローチとは異なる研究の必要性が強調される。

第5章と第6章から構成される第Ⅱ部では、組織不祥事の理論的及び方法論的検討がなされる。第5章では、従来の組織不祥事研究では、状態としての組織不祥事がなぜ発生するのか、その発生原因が特定されてきたものの、主として個人や組織に原因が帰属されてきた。組織不祥事に関しては、実証主義を前提としたフォーマル調査が困難性である点に注目して、状態ではなく活動として組織不祥事を捉える視点が必要と指摘する。

第6章では、本論文では、活動としての組織不祥事を「組織内で利害をもつ人々のクレーム申し立て活動を通じて問題化されたもの」と再定義しつつ、方法論論争としてオントロジカル・ゲリマンダリング（存在論上の恣意的な線引き）の問題が取り上げられる。研究者と当事者を切り離して考えるのではなく、「同じ地平」で活動する主体として捉え、両者の間に「言語の公共性」が担保されれば方法論上の問題が回避できる。この立場により、組織不祥事研究は、実証主義を前提とした経験的調査の可能性（エンピリカル・リサーチャビリティ）ではなく、対話を通じた政治性を前提とする調査可能性（ポリティカル・リサーチャビリティ）に深くかかわってくると指摘する。その際、研究者自身は、組織不祥事を外在的に「追認」するのではなく、それを政治的に「生成」する役割をもつ点が強調されている。

第7章から第9章から構成される第Ⅲ部では、運輸産業と製造産業に属する調査対象2社における経験的研究の結果が提示されている。第9章での考察を経て、第10章では、理論的および方法論的な結論が述べられている。

第7章では、運輸会社へのインフォーマル調査の結果が事例として記述されている。大手運輸会社A社へ公式的なアクセス（以下、フォーマル・アクセス）は失敗したが、その失敗を契機に、インフォーマル調査を実行する。そこで出会った担当者が、A社のパート社員が過酷な労働環境を外部通報している事案を吐露したことを契機に、支店長や営業所長が昇進目的に労働強化を行っていることを、社内の権力構造とともに読みといた。さらに、パート社員の外部通報は、支店長や営業所長により本社伝達以前にもみ消されていたのだが、それは降格を防止する目的によって行われていたのであった。インフォーマル調査の結果、A社の権力構造を読み解かれた。

第8章では、大手製造会社B社でのフォーマル調査が事例として記述される。B社の子会社従業員が外部通報していた事案を二次資料から知り、通報者へのインタビュー調

査は、担当者により無理だと判断された。B社が外部通報を契機に子会社を別会社へ事業譲渡していたためであった。外部通報を揉み消すための権力構造を解読するために、社内の再発防止策に関するインタビュー調査がなされ。本部長や部長クラスの社員が再発防止策を徹底していたものの、現場社員は再発防止策の不備に言及していた（再発防止策の形骸化）こと、組織不祥事が生じる構造が存在していたことが示唆された。第九章の考察では、仮にフォーマル・アクセスに失敗した場合でも、調査が可能になること、また、フォーマル・アクセスに成功した場合でも、それを単なるデータ収集の機会に加えて、権力構造を読み解く機会として記述することで、組織不祥事が生じる原因を明らかにされた。これらを踏まえ、第9章では、2つの調査が対比的に考察されている。

第10章では、結論に加えて、3つの研究課題への応答がなされている。そして、今後の組織不祥事研究で見定められるべき理論的展望が述べられている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、組織不祥事という重要な経営的課題であり、社会的課題でもある対象を念頭に、丹念な文献研究とともに、二つの経験的研究を記述した論文である。理論的な検討としては、組織不祥事研究及びそれに関連した研究領域の考察を通じて、組織不祥事と関連概念の相違点、また組織不祥事研究の限界を克服するための方法論的検討が行われた。経験的研究では、これまで調査が困難であるとされてきた不祥事組織 2 社へのフィールドワークを成功裡に行い、濃密な記述を元に組織不祥事を生み出す権力構造を読み解いている。このような本論文の貢献点としては、以下、四点が挙げられる。

第一に、組織不祥事概念とそれに関連する概念（組織犯罪、組織事故、組織リスク）の弁別妥当性の向上に貢献した点があげられる。これまで組織不祥事研究では、単に組織不祥事が各論者に固有の定義に従って議論され、それ以外の関連した事象との弁別が明示されて来なかった。それに対して、本論文では、概念間の弁別が丁寧におこなわれている。

第二に、既存の組織不祥事研究が抱えた理論的限界を指摘した点である。具体的には、これまでの組織不祥事研究では、公式的な調査アクセスが不可能に近いと言及されてきた。しかし、本論文は、その困難さが実証主義を前提とした場合に生じるものであることを指摘した。実証主義を前提としない場合には、経験的データを収集できるか否かではなく、調査アクセスの失敗それ自体も分析対象になりうることが示された。

第三に、理論的限界を克服するための方法論的検討として、構築主義をベースに、活動としての組織不祥事を定義している点である。その上で、オントロジカル・ゲリマンダリングをめぐる構築主義論争を再検討し、研究者と当事者をともに「言語の公共性」をもつ主体と捉え、既存研究の理論的限界を克服することも目指された。その上で、研究者自らが組織不祥事（社会問題）の生成に関わる、対話を通じた政治性を前提とする調査可能性として、ポリティカル・リサーチャビリティを提唱している点も貢献としてあげられる。

以上、本論文に独自の貢献を指摘したが、その限界も指摘された。第一に、概念の弁別に関する限界である。本論文では、組織不祥事と、それに関連する組織犯罪、組織事故、組織リスクの概念の弁別が論じられてはいる。しかし、本論文で展開されている議論のなかには、少なからず不明瞭な部分も見受けられることが指摘された。たとえば、一般的に組織不祥事概念には、何らかの不正があったことが含意されている。しかし、本論文で

は、この不正に関する言及はあまり十分には行われていない。また、不正を一つ取り上げた場合でも、それが違法性をもつか否かによって、組織不祥事にかかわる諸概念の類型が異なってくるとも考えられ、より精緻な議論が求められる。

第二に、本論文の実践的含意に関する限界も指摘された。本論文は、2つの事例記述を通じて、組織不祥事が生じる権力構造を丁寧に読み解いてはいる。しかし、この解説結果が経営の現実において、いかなる実践的含意をもつのかについては、さらなる探求が必要である。例えば、組織不祥事が生じる権力構造を記述し、内部者にもフィードバックすることが、調査対象組織に対してどのような実践面での変革への含意を有するのかについては、より継続的な対話を通じて見出されるものでもある。

最後に指摘したこれらの問題点は、今後、この研究のさらなる発展の方向を示唆するものでもあり、これらの限界を指摘していくおくことは、この研究分野の将来への展望のためでもあり、本論文のなかで達成された研究成果の価値を損なうものではなく、むしろこの研究の新たな展開可能性を示すものであり、今後のさらなる研究で考察を深めていくことに期待したい。

以上の理由から、審査委員は、本論文の著者が、博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

平成 28 年 3 月 7 日

審査委員	主査	教 授	金井 壽宏
		教 授	原 拓志
		准教授	松嶋 登